

読谷村 用途地域一覧表

中部広域都市計画区域（区域区分が定められていない都市計画区域）	用途地域	建ぺい率	容積率	高さ制限	斜線制限(法55条～56条の2・別表3)			日影規制(56条の2、県条例29条) ^{※7}			
					道路斜線 ^{※4}	隣地斜線 ^{※5}	北側斜線 ^{※6}	対象建築物	平均地盤面からの高さ	隣地境界線から10m以内	隣地境界線から10m超
	第1種低層住居専用地域	30% ^{※2} 50%	60% ^{※2} 100%	10m	1.25L (勾配) 20m (適用距離)	—	1.25Ln 5m (立上り)	軒高7m超又は 地上階数≥3階	1.5m	5時間	3時間
	第1種中高層住居専用地域	60%	150%	—	1.25L (勾配) 20m (適用距離)	1.25L' (勾配) 20m (立上り)	1.25Ln 10m (立上り)	高さ10m超	4m	5時間	3時間
	第2種中高層住居専用地域	60%	150%	—	1.25L (勾配) 20m (適用距離)	1.25L' (勾配) 20m (立上り)	1.25Ln 10m (立上り)	高さ10m超	4m	5時間	3時間
	第1種住居地域	60%	200%	—	1.25L (勾配) 20m (適用距離)	1.25L' (勾配) 20m (立上り)	—	高さ10m超	4m	5時間	3時間
	第2種住居地域	60%	200%	—	1.25L (勾配) 20m (適用距離)	1.25L' (勾配) 20m (立上り)	—	高さ10m超	4m	5時間	3時間
	準住居地域	60%	200%	—	1.25L (勾配) 20m (適用距離)	1.25L' (勾配) 20m (立上り)	—	高さ10m超	4m	5時間	3時間
	近隣商業地域	80%	200%	—	1.5L (勾配) 20m (適用距離)	2.5L' (勾配) 31m (立上り)	—	—	—	—	—
	準工業地域	60%	200%	—	1.5L (勾配) 20m (適用距離)	2.5L' (勾配) 31m (立上り)	—	—	—	—	—
用途地域の指定のない区域	一般区域	50% ^{※8}	100% ^{※8}	10m ^{※8}	1.5L (勾配)	2.5L' (勾配)	—	—	—	—	—
		60%	200%	12m ^{※3}	20m (適用距離)	31m (立上り)	—	—	—	—	—
	景観地区 (座喜味城跡周辺、やちむんの里)	60%	200%	10m ^{※9}	1.5L (勾配) 20m (適用距離)	2.5L' (勾配) 31m (立上り)	—	—	—	—	—
	地区計画 (座喜味東原地区)	50% ^{※10}	100% ^{※10}	10m ^{※10}	1.5L (勾配) 20m (適用距離)	2.5L' (勾配) 31m (立上り)	—	—	—	—	—
	特殊基準区域 ^{※1}	50%	100%	12m ^{※3}	1.25L (勾配) 20m (適用距離)	1.25L' (勾配) 20m (立上り)	—	—	—	—	—

※1 読谷村補助飛行場楚辺通信所区域、瀬名波通信施設、嘉手名弾薬庫駐留軍用地返還跡区域

※2 伊良皆・大木地区の一部(大木区画整理地区東側)

※3 読谷村景観計画で定める建築物の高さ制限

※4 Lは全面道路の反対側の境界線までの距離

※5 L'は隣地境界線までの距離

※6 Lnは前面道路の反対側の境界線又は、隣地境界線までの真北方向に測った距離

※7 日影規制は、冬至日の午前8時～午後4時までの間の日影時間

※8 シーレイク座喜味、エメラルドヒルズ残波は、開発協議による制限

※9 景観地区で定める建築物の高さ制限

※10 座喜味東地区 地区計画運用基準による制限 (※最低敷地面積の制限が有る)